
研究

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の制定過程の検討

Examination of an establishment process of Sports Promotion Lottery Law

田中 宏和

Hirokazu TANAKA

Abstract

The purpose of this study was to clarify about the formation process of Sports Promotion Lottery Law. This study used Minutes of Committee on Education, Culture and Science in the National Diet as materials. The following facts were confirmed by this study. 1) Sports Promotion Lottery has been one of the significant financial source to support sports industry in Japan. 2) Sports Promotion Lottery has been established despite of the conflict between sports=wholesome vs. lottery=gamble. 3) Various disputes were considered to be it about Sports Promotion Lottery Law. and many problems were pointed out. Sports Promotion Lottery Law has distribution methods of earnings various problems. However, Sports Promotion Lottery has strong power and influence to cause a revolutionary change in the sports industry of our country Japan.

I. 研究の目的

近代スポーツは、産業革命、フランス革命等の市民革命を経て19世紀までの間、貴族や市民・農民らによって、自然発生的活動として楽しまれてきた。

その後、20世紀には、民主化の進展や経済発展に伴いスポーツが普及し、広く社会全体に認識されたことによりその意義も認知され、また多様化してきた¹⁾。

このような中、我が国においては、スポーツの振興を図ることは、極めて重要な課題であるとの

認識の下に、これまでにもさまざまな施策が策定されてきた。

わけても、スポーツ振興に関する財源の確保については1990年12月に、スポーツの振興に大きく寄与することを目的としたスポーツ振興基金が設立され、1998年5月には、本研究において照射するスポーツ振興に必要な環境整備を図るための財源確保を目的とした「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」(以下、スポーツ振興くじ法)が国会において成立した。

スポーツ振興くじ法は、1961年6月に制定されたスポーツ振興法以来、スポーツ関連法としては

37年ぶりの議員立法として成立したものであり、今日の行政に対する政治主導の強化という現状から見ると、非常に注目すべき法律であるといえる。加えて、スポーツ振興くじ法の成立に際しては、近年の国会における体育・スポーツに関する論争に比べ、議論に多くの時間が費やされたことからも、スポーツ振興くじ法が体育・スポーツ界だけでなく広く我が国全体の注目を集めたといえよう。

また、2006年9月に改定されたスポーツ振興基本計画においても改定前と同様に予算措置、スポーツ振興基金、スポーツ振興投票制度（以下、スポーツ振興くじ）の3点がスポーツ振興に関する財源として挙げられている。今回の改定により政策目標が変更された点やその他の変更点を踏まえるとスポーツ振興くじは我が国におけるスポーツ振興の財源として大きな役を持っているといえる。

しかしながら今日のスポーツ振興くじの状況を見てみると総売上額が2000年の開始以降、2001年の642億円をピークとして右肩下がりに減少している。この間、従来のtotoに加えtoto GOAL、toto 5、mini toto、toto GOAL 3、toto GOAL 2、BIGを販売してきたが売り上げ減少に歯止めがかかることなく2006事業年度の売り上げ総額は約109億円と過去最低に終わった（図1）。このような状況を受け2006年参議院

決算委員会において内閣総理大臣が「スポーツ振興くじ、いわゆる俗にサッカーくじと言っているのが、売り上げも減って収入も減っている、それに従って助成金も減っているということありますので、これは私は見直しが必要だと思っています。果たして、役所がこういうものを考えて、売上げ上げようと言ったって上がるかどうか、私ちょっと疑問に思っているんです

よ。これが本当に役人の仕事かどうか、これも含めて見直さなきゃいかぬと思っています」²⁾と述べ、将来的な業務撤退を含めて運営のあり方を見直す考えを示した。これにより今後、多様な財源確保の為の取り組みが展開されることが予想され、これによりスポーツ振興くじの方向性を検討する必要があるといえる。

そのための手がかりとして池田が指摘するようにこれまでの過程を振り返ることが必要であるといえる³⁾。

スポーツ振興くじに関する従前の研究では、松永敬子による「スポーツ振興くじの意義と可能性」⁴⁾、日本体育・学校健康センターの行った「スポーツ振興くじ制度の創設と展開」⁵⁾、伊藤嘉規の「スポーツ振興投票関連法について」⁶⁾などに見るようなスポーツ振興くじの概要についてや解説を行っているものや、金武創による「財政システムとしてのサッカーくじ事業が抱える課題」⁷⁾、「日本サッカーくじの課題と展望：財政専売かCharitable Gamblingか」⁸⁾に見るような財政学の視点からの研究がみられる。スポーツ振興くじの制定過程について検討がなされたものは大橋らによる「スポーツ振興くじの成立過程に関する研究」⁹⁾があるが国会での議論まで言及されていない。

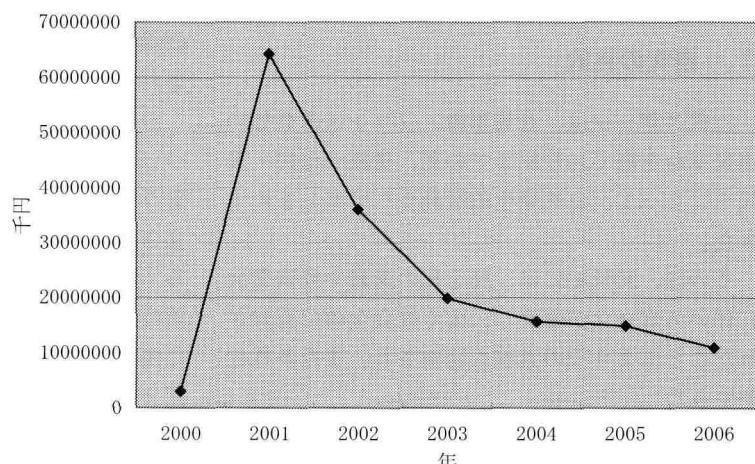


図1 スポーツ振興くじ販売状況の推移
独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ (<http://www.naash.go.jp/>) より作成

以上を踏まえ本研究では、スポーツ振興基金設立からスポーツ振興くじ法成立までを対象とし、この間、スポーツ振興くじがどのように捉えられ国会において論争が展開されてきたのかを明らかにすることを目的とする。そのための方法として、国会議事録を中心に論争の分析を行うこととする。

Ⅱ. スポーツ振興基金の制定からスポーツ振興くじ法案提出までの動向

スポーツの実施には必ず何らかのコストが発生する。そのコストは、政府、家計、企業のいずれかが負担している¹⁰⁾。

政府の場合、そのコストの財源となっているものは、基本的には税、公債である。国においては国税（所得税、法人税等）であり、地方自治体においては、地方税（住民税、固定資産税等）と地方譲与税（消費譲与税等）になる。地方自治体では、国からの地方交付金と国庫支出金（補助金、負担金等）が加わる。

公債については、それぞれ国債と地方債がある。公債制度の目的のひとつが、大規模な建設事業等の長期借入金の確保であるが、スポーツ施設整備には地方建設債や厚生福祉施設整備事業債などが用いられている¹¹⁾。

以上のような財源をもとに戦後我が国のスポーツ振興は展開されたきたが、1989年に開催された北京アジア競技大会での日本人選手の成績不振は状況を一変させた¹²⁾。

これを受け1990年に財団法人日本体育協会は、当時の文部大臣にスポーツ振興基金の早期設置に関する陳情を行い、続いて、財団法人日本オリンピック委員会が文部省のスポーツ振興予算の現状を鑑み、我が国の選手強化策を緊急に講じ、あわせてその裾野を拡大するための施策を講ずるため、スポーツ振興基金の早急な設置要請を含む「緊急アピール及び緊急行動計画」を打ち出した¹³⁾。

そして、このような気運の高まりに呼応した政府は、1990年度補正予算においてスポーツ振興基

金を設立させ、日本体育・学校健康センター（現在の独立行政法人日本スポーツ振興センター：以下、センター）へ出資を行った。

スポーツ振興基金制度は、基本的には政府からの出資金と民間からの出えん金の総額の運用益により、国の予算を補完し、それと連携して、広く我が国の競技水準の向上とその裾野の拡大を図る事業に対し、助成を安定的、継続的に実施していく制度として創設されたのである。

しかし、スポーツ振興基金制度の創設と時期を同じくして、いわゆるバブル経済が崩壊し、厳しい経済状況の中で民間からの出えん金は急激に落ち込んだ。

制度設立当初、政府の出資金250億円に民間からの出えん金100億円を加えた総額350億円の運用益での助成を予定していたが、2002年における出えん金の合計は40億円程度にとどまった。これは、1990年に芸術家及び芸術に関する団体が行う創造又は普及を図るために活動や文化の振興又は普及を図るために活動に対する援助を行うことを目的として創設された芸術文化振興基金の出資金500億円と民間からの寄付金112億円の合計612億円¹⁴⁾との比較からも分かるようにその目的を果たし得るに充分な財源が確保されたとは言いいがたいといえる。

また、スポーツ振興基金は、その原資を「国債又は地方債の取得」、「銀行への預金又は郵便貯金」等により運用して得た利益によってスポーツの振興を図ることとされているため、近年の我が国の低金利の影響をとともに受けた。その為助成金の総額は、発足直後の1991年度の約15.2億円をピークとして、減少を続けている。（図2）

このような、スポーツ振興基金制度のもつこのような問題点を解消するために、政府の出資金や民間の出えん金の増額を求めるることは、当面の我が国の経済、財政状況からみて極めて困難なことであり、また、金利の適切な水準への復帰も、期待できない状況が続いた。

そこで、スポーツ振興基金制度補い、スポーツ

に関する事業に対し、より安定的、継続的に助成を実施するためには、スポーツ振興基金制度とは別の新たな資金づくりの方途を考える必要であるといった問題意識が生じるに至った。

こうしたスポーツ振興のための新しい財源確保を求める動きが活発となる状況下において、特に、ヨーロッパ諸国を中心として広く行われているプロサッカーの試合を対象とした、「サッカーキー」を、我が国のスポーツ振興の新たな財源

確保の手段として実施することに関心が寄せられた。

そして、1992年に、財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会は、超党派の国会議員で構成されるスポーツ議員連盟に対し、スポーツくじ制度の創設についての要望書を提出した¹⁵⁾。

III. スポーツ振興くじ法制定における国会論争

その後スポーツ議員連盟を中心にスポーツ振興くじ法制定に向けた活動が展開され、1997年の第140回通常国会の衆議院にスポーツ議員連盟から、スポーツ振興くじ法案が提出された。

そしてその後、2度にわたる継続審議、審議過程での法案修正を経て、「スポーツ振興くじ法」は、1998年の第142回通常国会において成立した。(表1)

このようなスポーツ振興のための財源確保の風潮の中で、国会において、スポーツ振興基金が論争の中心となったのは、1989年1月17日に行われた第116回国会衆議院文教委員会が初めてである。

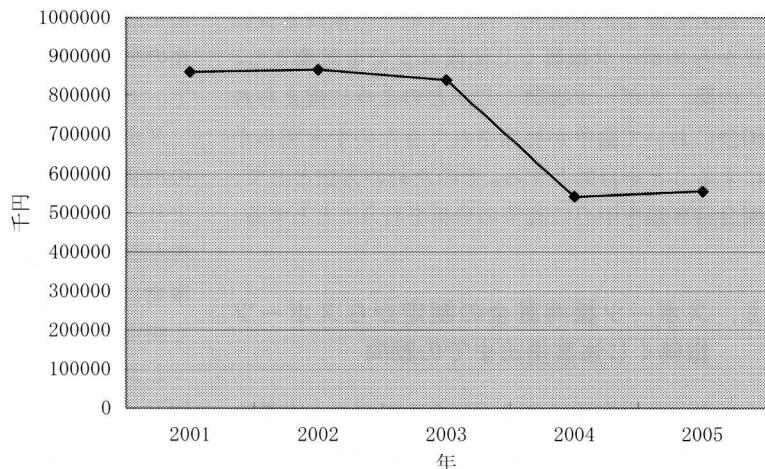


図2 スポーツ振興基金助成金の推移

独立行政法人日本スポーツ振興センター：「スポーツ振興基金」No.15、独立行政法人日本スポーツ振興センター、2006.9. pp.24-25より作成

これ以降、スポーツ振興基金設立を経て、スポーツ振興くじ法案が提出される第140回国会まで様々な論争が展開してきた。その際の主たる論点は、芸術文化振興基金設立とは異なるスポーツ振興基金の早急な設立と、その後のスポーツ振興基金のみに頼った財源確保の在り方に対する新たな施策の必要性についてである。

しかし、スポーツ振興のための財源確保の必要性については理解を得たものの、スポーツ振興くじに関しては、1994年の第129回国会衆議院文教委員会における山原委員の「Jリーグをギャンブルスポーツにして、そして健全な発展をゆがめ、青少年に悪影響を及ぼすなどということは、当然これは予想しなければならぬこと」¹⁶⁾といった質問に対し、奥田政府委員からの「広く国民の合意が得られるような配慮がなされているものと考えております」¹⁷⁾という答弁がなされているように、スポーツのギャンブル化への反対論や青少年へ及ぼす悪影響論といった論争が展開されている。

また、スポーツ振興くじ法案の国会提出以降も文教委員会においては、以下のような論点を中心として論争が展開された。

表1 スポーツ振興くじ関係略年表

年月	事項
1989 11	保健体育審議会(以下、保体審)「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」答申 生涯スポーツ、競技スポーツの振興のほか、スポーツ振興基金の設置の検討を提言
	3 「芸術文化振興基金」を日本芸術文化振興会に創設(政府出資金500億円、民間寄付金約100億円)
	4 (財)日本体育協会(以下、日体協)、文部大臣にスポーツ振興基金の早期設置を陳情
1990 11	文部省の調査研究協力者会議、スポーツ振興基金の全体構想等についての報告を提出、文部省基金設置の方針を示す
	12 「スポーツ振興基金」を日本体育・学校健康センター(以下、センター)に創設(政府出資金250億円、民間寄付金約44億円)とどまる、その直後から金利の低下にともない運用金(助成金)が急減、新たな財源を求める声が上昇する
1991 11	社団法人日本プロサッカーリーグ(以下、Jリーグ)発足、プロサッカーの試合を対象とした(スポーツくじ)創設が話題となり始める
	日体協、(財)日本オリンピック委員会(以下、JOC)から、各党及びスポーツ議員連盟(以下、スポーツ議連)等に「スポーツくじ制度創設」の要望書が提出される
1992 1	4 自民党政務調査会に「スポーツ振興資金確保のための制度検討委員会」を設置
	6 上記委員会の決定を受け、自民党文教部会・文教制度調査会合同で「体育・スポーツ振興に関するプロジェクト」を実現
	上記PTで、スポーツ振興ビジョン「中間まとめ(骨子)」作成、社会党、新生党、公明党、民社党でもそれぞれ検討
1993 5	Jリーグ開幕
	6 「制度検討委員会」の下に「システム検討のためのプロジェクトチーム」を設置
	10 スポーツ議連にスポーツ振興政策全般を検討するプロジェクトチーム(PT)を設置、このPTで「スポーツ振興くじ」の仕組みを検討
1994 5	スポーツ議連PT「スポーツ振興施策(案)」及びその財源確保策「スポーツ振興くじ制度の大綱(案)」を取りまとめ各党に提出する
	自民党政務調査会と自民党文教部会の合意で「スポーツ振興くじ制度の法案化」を了承
	スポーツ議連PTの各党代表者から、衆議院法制局にスポーツ振興くじ制度の法案化を要請
1995 6	6 スポーツ議連PTとスポーツ団体、PTA等の懇談会を開催
	スポーツ議連役員会は、法案の成立をまって、第132通常国会に議員立法で提案を合意、一部に異論が残り最終的に提出は見送り
	衆議院法制局、関係3法案(スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部改正を主とする法律案、スポーツ振興法の一部を改正する法律案)を作成
1996 5	6 スポーツ議連役員会、臨時国会での成立を目指すことを決定
	7 スポーツ議連、法案の早期成立の方向性を確認
	8 スポーツ議連PT、地方のスポーツ振興への配慮を決定
1996 6	8 スポーツ議連緊急役員会、衆議院文教委員会で委員長提案方式で早期成立を図る、法案修正(地方配慮の明文化、7年後の見直し、センター財務諸表公開を追加)を確認、最終的には日程調整につきず国会提出は見送り
	9 スポーツ議連役員会、次期国会での成立を目指すことを決定
	12 スポーツ議連総会、法案の時期通常国会提出、成立を目指すと方針を確認
1997 2	2 スポーツ議連役員会、くじ推進体制充実のため、従来のPTを拡大し「スポーツ振興政策推進委員会」を設置
	4 第140国会に關係3法案を一括提出
	6 スポーツ議連、日体協、JOC共催の「法案成立総決起大会」を開催
1997 5	6 衆議院文教委員会付託
	7 衆議院文教委員会で提案理由説明
	8 衆議院文教委員会で質疑・採決(起立多数)
1997 6	8 衆議院本会議で可決(起立多数)
	10 参議院文教委員会付託
	11 参議院文教委員会で提案理由説明
1997 10	11 参議院本会議で総統審査
	12 参議院文教委員会で可決(起立多数)
	10 スポーツ議連、日体協、JOC共催の2回目の「法案成立総決起大会」を開催
1998 1	11 参議院文教委員会で参考人意見聴取・質疑
	12 参議院文教委員会で総統審査
	1 参議院文教・科学委員会で提案理由説明(再聴取)
1998 2	2 参議院文教委員会で参考人意見聴取・質疑
	3 参議院文教委員会で質疑
	4 参議院文教委員会で参考人意見聴取・質疑
1998 3	5 参議院文教委員会で修正案提出、趣旨説明、修正案質疑、討論、採決・可決。付帯決議可決
	6 参議院本会議で關係3法案一括議決(賛成138、反対64)
	7 センターに「スポーツ振興投票実施準備室」設置
1998 4	8 衆議院文教委員会付託、参議院修正部分の説明
	9 衆議院文教委員会で参考人意見聴取・質疑
	10 衆議院文教委員会で質疑・討論、採決・可決。付帯決議可決
1998 5	11 関係3法案公布
	12 文部省に「スポーツ振興投票準備室」設置
	13 保育審に「スポーツ振興投票特別委員会」(以下、くじ特委)設置、スポーツ振興くじ実施の基本方針を審議し、「審議まとめ」案を作成
1998 7	14 センター「第1回金融機関事前説明会」開催(銀行等120行・162名参加)
	15 スポーツ議連に「スポーツ振興投票プロジェクトチーム」設置
	16 保育審に「審議のまとめ」を了承
1998 9	17 スポーツ振興投票の実施等に関する法律等施行令等公布
	18 センター「第2回金融機関事前説明会」開催(銀行、生損保等122行社・147名参加)
	19 スポーツ振興投票法及びセンター法の一部改正の施行、スポーツ振興投票法施行規則等公布、施行
1998 11	20 センターに「スポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会」設置

1990	11	保体審くじ特委でコンビニでは当面販売しないこと、一枚で100口を上限を了承 センター主催「各業種説明会」(金融機関以外120社・182名参加)
	2	基準委員会が「選定基準」案を作成
	3	保体審総会で「選定基準」了承
		各金融機関に公募通知
1999	4	センター[「スポーツ振興投票部」設置]
	6	センター[「スポーツ振興投票委託金融機関選定委員会」設置]
	8	選定委員会は大和銀行を委託金融機関として選定
	12	センター、委託金融機関を大和銀行に決定 日本スポーツ振興くじ株式会社 (Japan Sports Advancement Lottery,Ltd以下、JSAL)発足
2000	3	文部大臣がJリーグを「スポーツ振興投票対象試合開催機構に指定」を公示
	4	報道発表(愛称“toto”ロゴマーク等を発表)
	7	報道発表(totoシート、投票券等を発表)
	9	静岡県でのテスト販売のための対象試合の指定・公示
	10	報道発表(テスト販売等について) 第1回販売(販売店334店舗) 第2回販売(販売店334店舗)
2001	3	第3回販売(全国販売第1回)の開始(販売店舗6200店舗)
	6	文部科学省第1回中央教育審議会スポーツ・青少年分科会スポーツ振興投票特別委員会(以下、特別委員会)開催、「くじ収益による助成の基本方針」を審議
	7	1stステージ(第3回～第17回)結果概況発表(売上総額約400億円)
	8	センター第1回収益配分基準等審査委員会(以下、審議委員会)開催、「くじ収益による助成の基準等」を審議 第18回販売(販売店舗7122店舗)
	10	報道発表(2002シーズン投票方法変更について) 第6回特別委員会開催「くじ収益による助成の基本方針」を了承
	11	文部科学大臣「くじ収益による助成の基本方針」を了承 2001シーズンの販売(第31回)終了 第6回審議委員会開催「くじ収益による助成の基準等」(審議まとめ)を了承
	12	2001年シーズン販売(第3回～第31回)結果概況発表(売上総額604億円)

日本体育・学校健康センター編著：『スポーツ振興くじ制度の創設と展開～totoすべてのスポーツのために～』、ぎょうせい、2002.5、pp.430-437、より作成

①くじを導入する財政的な緊急性

(第142回国会参議院文教・科学委員会第3号)

②スポーツ予算の現状

(第142回国会参議院文教・科学委員会第4号)

③スポーツ振興の基本計画の策定

(第142回国会参議院文教・科学委員会第3号)

④くじ実施後の国のスポーツ予算

(第142回国会衆議院文教委員会第8号)

⑤ギャンブル性

(第142回国会参議院文教・科学委員会第4号)

(第142回国会参議院文教・科学委員会第6号)

⑥青少年への配慮

(第142回国会衆議院文教委員会第8号)

⑦19歳未満の者の購入禁止

(第142回国会衆議院文教委員会第10号)

⑧コンビニエンスストアでの販売

(第142回国会参議院文教・科学委員会第6号)

(第142回国会衆議院文教委員会第8号)

(第142回国会衆議院文教委員会第10号)

(第143回国会参議院文教・科学委員会第5号)

⑨助成金の配分方法

(第142回国会参議院文教・科学委員会第6号)

(第142回国会参議院文教・科学委員会第3号)

(第142回国会参議院文教・科学委員会第4号)

⑩国庫納付金

(第140回国会衆議院文教委員会第15号)

⑪文部省がくじを所管すること

(第142回国会参議院文教・科学委員会第4号)

⑫文部省の特殊法人が実施主体である理由

(第142回国会参議院文教・科学委員会第3号)

⑬実施主体の運営の透明性・情報公開

(第142回国会衆議院文教委員会第8号)

⑭金融機関への委託

(第142回国会衆議院文教委員会第10号)

⑮地域スポーツクラブの定着

(第142回国会参議院文教・科学委員会第6号)

特に、そのギャンブル性について多くの論争が展開された。長谷川委員の「サッカーくじを賭博であると極めて明確に断定している点についてい

かがでございますか」¹⁸⁾ という、スポーツ振興くじに、ギャンブル性が含まれることに対する質問に対し、柳沢衆議院議員の「賭博とくじは何か違うということについては我々は通説とされているものに従っているわけでありまして、いわば胴元といいますか、主催者は全く財物の喪失の危険を負わないというものがくじである。財物の喪失の危険を伴うのが賭博である、こういう法律家の見解に従って、私どもの企図しているものはむしろくじではないか、このように考えておるわけです」¹⁹⁾ という答弁から見られるように、「くじ」という概念を用いることでギャンブル論を回避し、スポーツ振興くじの社会的な正当性を獲得した。しかし、実際には「くじ」と「ギャンブル」の概念的差異について明確にされていたとは言い難く、「ギャンブル」の概念がスポーツに含まれていると捉えるのが必然といえよう。

つまり国会における論争は、スポーツは健全でなければならぬといった理念の基に展開されていたといえる。

しかし、スポーツ振興くじ法を制定しようとする側にとってみれば、スポーツ振興くじ法は、我が国のスポーツを活性化し、国際競技会等における日本人選手の活躍が、国民の日常生活に活気をもたらし、かつ、健康の維持増進を図ることによって、すべての国民が豊かな生活を送ることができるための重要な財源確保の法案であったといえる。

また、今日の政治行政制度における、行政に対する政治主導の強化をめざした改革は、従来の政治と行政の関係、すなわち「政官関係」のあり方を変容させたといえる。

このような状況の中、前述したように37年ぶりの議員立法として成立したものであり、上述した行政に対する政治主導の強化という現状から見ると、非常に注目すべき法律であった。

それゆえ、スポーツ振興くじは制定までに様々な論争がなされ、多くの問題点が指摘されてきた。また、施行された今日においても収益金の分配方

法など様々な問題を抱えているのが現状であるといふ。しかしながら、スポーツ振興くじはスポーツ振興法制定以降、37年間も手つかずの状態であったスポーツ振興基本計画の策定という大きな流れをつくったことからもわかるように、我が国のスポーツを取り巻く環境を大きく改革する大きな力を持っているといえる。

IV. 法律の概要と構造的特徴

スポーツ振興くじ法は、その第1条の目的からもわかるように、スポーツ振興のために必要な資金を得るために、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与し、スポーツ振興投票が究極的にはスポーツの振興という公共性の高い目的のために実施されるものであるとともに、その実施によって得られた資金は、スポーツ振興のための諸施策の充実のために充てられるものであることを明らかにしたものである。

そして第2条では、「この法律において『スポーツ振興投票』とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票を行い、その投票とこれらの試合の結果が一定以上合致したスポーツ投票券を所有するものに対し、一定の金額を払戻金を交付することである」²⁰⁾ とスポーツ振興くじの概要が述べられている。

また、スポーツ振興くじの対象は、スポーツ振興くじ制度が広く国民の支持を得て、公正・円滑に実施される必要があると考えられ、具体的に次の条件を満たすとともに、競技団体がくじの対象となることを受け入れていることが必要不可欠であるとされた。その条件とは、

①国民の間に相当な人気があり、プロスポーツとして安定的に試合が行われているスポーツであること。

②天候等の影響を受けにくく、確実に試合が実

施されるものであること。

- ③選手個人への圧迫感や過重な負担を避けやすい集団スポーツであること。
- ④諸外国でも成功しており、経験やノウハウが十分蓄積されているものであること。

以上4点である。こうした条件を基準とした審査の結果、サッカーがスポーツ振興くじの対象として選ばれたのである²¹⁾。

スポーツ振興くじの実施主体は、センターが指定されており、その理由としてセンターは、センター法で設立された独立行政法人であり、これまでスポーツ振興を目的として事業を展開してきたことにある。これはスポーツ振興くじの目的と同じことから、スポーツ振興くじを行うことが容易であるとされ、また、1990年に設立されたスポーツ振興基金の運用益により、スポーツ選手やスポーツ団体に対し、スポーツ振興のための助成金を配分する事業をセンターが実施しているという点からも、センターを実施主体とすることが適当であると判断されたからである。

さらに、スポーツ振興くじ法第13条には、払戻金について規定されている。売上金の2分の1以下が払戻金に充てられ、合致したスポーツ投票券

の払戻金の最高限度額は、政令で定めるとされている。そして、払戻金が余った場合、第14条によって、次回の投票の払戻金に充てられる。

また、収益金の配分については、売上金から、払戻金と運営費（センター法25条により原則として発売金額の15%以下とされている）を除いた額が投票の収益金となる。

収益金の使途として、まずその3分の1は、第30条の2により国庫に納付され、第49条の2により、教育・文化の振興、自然環境の保全、青少年の健全育成、スポーツの国際交流等の公益の増進を目的する事業に充てられる。残りの3分の2の収益金は、地方公共団体又はスポーツ団体が行う①地方スポーツ振興事業の拠点として設置する施設等の整備、②国際的・全国的規模のスポーツ振興事業の拠点として設置する施設等の整備、③①、②の施設において行うスポーツ教室、競技会等のスポーツ振興事項、④スポーツ指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究等のスポーツ振興事業、⑤国際的な規模でスポーツ競技会を開催する事業などに配分されることが、第21条によって規定されている。（図3）

このような財源を基にスポーツ振興くじが目指すスポーツ振興政策は以下の様になっている。

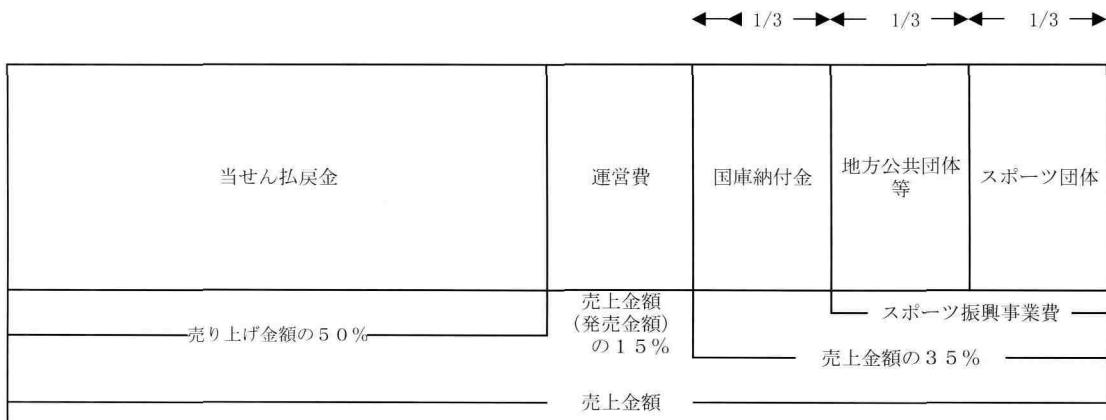


図3 スポーツ振興くじ売り上げ金額と収益の配分割合

日本体育・学校健康センター編著：『スポーツ振興くじ創設と展開～totoすべてのスポーツのために～』、ぎょうせい、2002.5、p.193、より作成

1. 誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備

週休2日制、学校週5日制、高齢化社会などに対応し、子どもからお年寄りまで、家族や仲間で身近にスポーツに親しめる環境づくり

2. トップレベルの選手の国際的競技力向上のための環境の整備

ナショナルトレーニングセンターなど、オリンピック等の国際競技大会で活躍する選手強化のための拠点整備

3. 国際的スポーツ活動への支援

我が国で開催されるオリンピック競技大会、アジア大会、ワールドカップサッカー等の国際的なスポーツ大会の開催の支援

4. スポーツ指導者の養成、資質の向上

スポーツに親しむ人が、いつでも、気軽に、優れたスポーツ指導者による指導を受けられる体制の整備

V. まとめ

本研究では、スポーツ振興基金設立からスポーツ振興くじ法成立までを対象とし、この間、スポーツ振興くじがどのように捉えられ国会において論争が展開してきたのかを明らかにすることを目的に検討を加えてきた。それらを整理すると以下のようになる。

1) スポーツ振興は、基本的には税、公債を財源として展開してきた。しかし、国際競技大会での成績不振は、新たな体系的・計画的施策の策定及びその施策を展開するために必要な財源確保及び財源基盤の確立のための施策策定を求める国会論争を活発化させた。

これに対し、政府は1990年にスポーツ振興基金を設立させた。しかし、バブル経済が崩壊し、厳しい経済状況の中、スポーツ振興基金はその機能を十分果たすことができず、スポーツ振興のため

の新しい財源確保を求める動きが活発となった。そこで、新たな財源確保の手段を「くじ」に求める要望が多くなされ、それに呼応する形で、スポーツ振興くじ法が1998年に議員立法として成立了。これは、スポーツを更に活性化するための重要な財源確保の法案であったといえる。

2) 国会の論争において政府は、「くじ」という概念を用いることでギャンブル論を回避し、スポーツ振興くじの社会的な正当性を獲得した。しかし、実際には「くじ」と「ギャンブル」の概念的差異について明確にされていたとは言い難く、「ギャンブル」の概念がスポーツに含まれていると捉えるのが必然といえよう。

つまり、スポーツ振興くじ法は、スポーツ=健全という構図の基にくじの概念やスポーツの概念等があやふやな状態で成立を迎えた。

3) スポーツ振興くじは制定までに様々な論争がなされ、多くの問題点が指摘されてきた。また、施行された今日においても収益金の分配方法など様々な問題を抱えているのが現状であるといいる。しかしながら、スポーツ振興くじはスポーツ振興法制定以降、37年間も手つかずの状態であったスポーツ振興基本計画の策定という大きな流れをつくったことからもわかるように、我が国のスポーツを取り巻く環境を大きく改革する大きな力を持っているといえる。

注記及び引用参考文献

- 稻垣正浩、谷釜了編著：『スポーツ史講義』、大修館書店、1995、p.74
- 第164回参議院決算委員会議録第12号
- 池田勝：「現代社会における体育・スポーツ政策」、浅見俊雄・宮下充正・渡辺融編：『現代体育・スポーツ大系第4巻 体育・スポーツの振興』所収、講談社、1984.6、pp.8-9
- 松永敬子：「スポーツ振興くじの意義と可能性」、「生活科学研究」第23集、文教大学生活科学研究所、2001.3
- 日本体育・学校健康センター編著：『スポーツ振

興くじ制度の創設と展開』ぎょうせい、2002.5

- 6) 伊藤嘉規：「スポーツ振興投票関連法について」、『ジユリスト』No.1136、有斐閣、1998.7
- 7) 金武創：「財政システムとしてのサッカーくじ事業が抱える課題」、「都市問題」、第89巻第12号、東京市政調査会、1998.12
- 8) 金武創：「日本サッカーくじの課題と展望：財政専売かCharitable Gamblingか」、「財政学研究」、第27号、財政学研究会、2000.10
- 9) 大橋美勝、安田洋章：「スポーツ振興くじの成立過程に関する研究」、「岡山大学教育学部研究集」第121号、岡山大学教育学部、2002.11
- 10) 池田勝、守能信次編：『講座・スポーツの社会科学 2 スポーツの経済学』、杏林書院、1999.7、p.102
- 11) 池田勝、守能信次編：『講座・スポーツの社会科学 2 スポーツの経済学』、杏林書院、1999.7、p.105
- 12) 金メダルが38個。ソウルアジア競技大会よりさら

に20個の減少であった。

- 13) 日本体育・学校健康センター編：『スポーツ振興くじの創設と展開～toto すべてのスポーツのために～』、ぎょうせい、2002.5、p.6
- 14) 小林真理著：『文化権の確立に向けて 文化振興法の国際比較と日本の実現』、勁草書房、2004.1、p.13
- 15) 日本体育・学校健康センター編：『スポーツ振興くじの創設と展開～toto すべてのスポーツのために～』、ぎょうせい、2002.5、p.12
- 16) 第129回国会衆議院文教委員会議録第3号
- 17) 第129回国会衆議院文教委員会議録第3号
- 18) 第142回国会参議院文教・科学委員会第6号
- 19) 第142回国会参議院文教・科学委員会第6号
- 20) 日本体育・学校健康センター編：『スポーツ振興くじの創設と展開～toto すべてのスポーツのために～』、ぎょうせい、2002.5、p.70
- 21) 文部省：「スポーツ振興投票制度の実施等に関する法律」、1998.5

(推薦評議員：池田 延行)